市民参加実施予定シート

予　定
平成２８年４月１日時点

担当課（　生涯学習課　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通　称	新体育館の利用料金等の条例改正	市が考える市民等への影響	<メリット> ・新しい体育館が開館し、利用の幅が大きく広がる。 <デメリット> ・なし。
名　称	流山市都市公園条例の改正		
概　要	平成28年4月にオープンを予定している新しい流山市民総合体育館の利用時間、利用料金などを定める都市公園条例の改正を行う。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第5条第2項の規定）	
□	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
■	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
■	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
■	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H26/10/29、H27.2.2、5.13、5.25、5.29	審議会委員（専門家、公募の市民）	流山市生涯学習審議会	・新体育館の利用形態（利用時間、利用料金等）について、スポーツの推進や他市の状況など、専門的立場からの調査や意見の聴取が必要と考えたため、生涯学習審議会の意見を求める。 ・新体育館について、主な利用者となる一般市民に意見を広く求めることができる、パブリックコメントを実施する。
	■	パブリックコメント手続	H27 2/23～3/24	市民等		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	□	その他				

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
								生涯学習審議会				パブリックコメント			

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
審議会	平成27年2月1日	審議会審議を更に慎重に行うこととなったため			